

## 第3号議案 特定非営利活動法人移行について

平成13年から、社団法人ハーモニカレッジとして活動してきましたが、先の総会で報告させていただいたように「公益法人制度改革」に伴い、平成25年11月30日までに、新法人への移行又は解散をしなければなりません。ハーモニカレッジの活動内容や事務負担等、団体運営を考えると公益社団法人よりも特定非営利活動法人（NPO法人）の方が実態に即していると判断しました。変わらず活動を続けていくために事務手続き上、社団法人を解散し、新しく特定非営利活動法人（NPO法人ハーモニカレッジ）を設立し、馬や牧場、車両、スタッフなど全ての資産をNPO法人に移していきたいと考えております。下記の移行スケジュールに沿って準備を進めて参ります。

### 移行スケジュール

社団法人ハーモニカレッジ	NPO法人ハーモニカレッジ
	H24.4 設立の相談（八頭県民局） ○設立準備開始  (随時、八頭県民局、県教委と相談)
H24.6 第一回総会 ○移行スケジュールの確認	↓
	H24. 設立総会
H24.12 総会前の事前審査（県教委） ○定款変更（存続期間の定め）について ○残余財産処分について	
	↓
H25.2 第二回総会 ○定款変更案の議決 ○残余財産処分案の議決	H25.1 設立の認証申請（八頭県民局） ○公告 ○縦覧（2ヶ月間） ○審査 (3ヶ月以内)
	↓
H25.3 認可申請 ○定款変更（存続期間の定め）について ○残余財産処分について	H25.3 設立の認証 ○登記（認証から2週間以内）
H25.3.31 社団法人ハーモニカレッジ解散 ○清算手続き ○残余財産処分	H25.4.1 NPO法人ハーモニカレッジ設立 ○残余財産受入
<b>移行</b> →	H25.6 NPO法人第一回総会